

## 1. 要望（縦割り110番）

コロナ禍における働き方や移動ニーズの変化※1を踏まえ、不特定多数の密を避けて移動できる交通手段を確保するとともに、移動の効率性・利便性の向上を図るため、特定旅客自動車運送事業※2として、複数の行政区域にまたがる営業区域において、ビル管理会社が管理する複数ビルのユーザー（入居企業の従業員及び住宅居住者）を取扱客とするオンデマンド型シャトルサービスを認めること。

### ※1 コロナ禍における働き方や移動ニーズの変化

#### コロナ前の働き方

- ・満員電車出勤
- ・毎日決まった時間出勤
- ・会社で業務をこなす

#### コロナ禍の働き方

- ・満員電車は避けたい
- ・毎日出勤せず、フレックスタイム
- ・自宅、会社、シェアオフィスなどさまざまな場所で業務をこなす

#### より安全・安心かつ効率的な移動手段のニーズが拡大

- ▶乗客が一定の範囲に限定されていること
- ▶希望する時間に乗車できること
- ▶希望する場所で乗降車できること

※2 特定旅客自動車運送事業：特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する事業

## 2. 現状

「特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針について」（平成14年国土交通省自動車局長通知）により許可方針が定められているが、取扱客や営業区域の範囲、走行ルートの設定方法が不明確である。

## 3. 国土交通省の対応

特定旅客自動車運送事業として、需要者としてのビル管理会社が自己の施設を利用させることを事業目的とした場合、複数ビルの入居者を対象としたオンデマンド型シャトルサービスは可能であり、当該サービスが円滑に実施されるよう、4月30日に、国土交通省HPにおいて以下の明確化の内容を公表する。（以下の明確化は一例であり、他の要件などの詳細は国土交通省HPをご確認ください。）

特定旅客自動車運送事業の許可方針	これまでの主な実例	今回の許可方針の明確化
<b>（1）取扱客</b> ・一定の範囲に限定されていること。 ・需要者の事業目的を達成するために <b>需要者に従属する者を送迎する場合、需要者が自己の施設を利用させることを事業目的として客を送迎する場合等</b> 需要者の負担で輸送することに十分合理性が認められる取扱旅客であること。	・需要者としての企業が当該企業の従業員を送迎 ・需要者としてのホテルが宿泊客を送迎	需要者としてのビル管理会社が自己の施設を利用させることを事業目的とした場合、 ① 「従属する者」や「客」として、 <b>ビルの入居企業の従業員及び住宅居住者を取扱客の対象とすることは可能。</b> ② 「自己の施設」として、一つのビルだけでなく、 <b>複数ビルを対象とすることは可能。</b>
<b>（2）路線又は営業区域</b> ・ <b>需要者の需要と整合性のある路線又は営業区域</b> が設定されていること。 ・路線については、事業用自動車の運行上支障のないものであること。	・勤務地等と最寄駅との間の路線 ・市区町村単位の営業区域	① 営業区域として設定可能な広さは、県や市区町村単位が目安であり、需要者の需要と整合性があれば、 <b>行政区域を跨いで設定することが可能。</b> ② 特定旅客自動車運送事業において営業区域として認可する場合は、 <b>発地又は着地が営業区域内であればよく、取扱客のニーズに応じて自由なルートで走行可能。</b>